

令和7年第5回坂町議会定例会

会 議 録 （第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年6月5日（木）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和7年6月5日（木）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 1 番 折 中            智 君 | 2 番 岡 村 繁 範 君      |
| 3 番 縫 部 逸 都 君          | 4 番 池 脇 雅 彦 君      |
| 6 番 末 吉 克 巳 君          | 7 番 安 竹        正 君 |
| 8 番 光 岡 美 里 君          | 9 番 中 川    ゆかり 君   |
| 10番 柚 木        喬 君     | 11番 奥 村 富士雄 君      |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長）      |                    |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

5 番 向 田 清 一 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |                |
|----------------|----------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君      |
| 教   育   長      | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技            監 | 小 田 嘉 幸 君      |
| 政   策   監      | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長        | 西 谷 伸 治 君      |
| 民 生 部 長        | 西 谷 信 樹 君      |
| 教 育 次 長        | 宮        香緒利 君 |
| 企画財政課長         | 山 本        保 君 |
| 税務住民課長         | 小 路 朱 美 君      |
| 民 生 課 長        | 河 野 宏 明 君      |
| 保険健康課長         | 中        篤 則 君 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 建 設 課 長    | 山 下 秀 雄 君 |
| 都市計画課長     | 松 谷 展 裕 君 |
| 学校教育課長     | 見 田 容 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 金 子 香 織 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 槇 尾 伸 君   |
| 主 事    | 梅 田 勝 平 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

(1) 議長報告

(2) 総務厚生委員会報告

(3) 建設文教委員会報告

(4) 監査委員報告

「行 政」

(1) 町長報告

#### 議 事

|      |       |                             |
|------|-------|-----------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」                |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                     |
| 日程第3 | 報告第2号 | 「令和6年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」 |
| 日程第4 | 報告第3号 | 「令和6年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」 |
| 日程第5 | 報告第4号 | 「令和6年度坂町下水道事業会計予算繰越計算書      |

について」

日程第6 報告第5号 「令和6年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和7年度事業計画の報告について」

日程第7 議案第32号 「令和7年度坂町一般会計補正予算（第1号）」

日程第8 議案第33号 「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第9 議案第34号 「財産の取得について」

日程第10 議案第35号 「坂町犯罪被害者等支援条例の制定について」

日程第11 発議第1号 「総合計画調査特別委員会の設置について」

日程第12 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前9時58分）

○議会事務局長（榎尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（榎尾 伸君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 改めまして、おはようございます。

季節の変わり目というか、寒うなったり、いろいろと、今、体調不良の方が多くおられます。特に風邪引きが多いんでございますけれども、議員の皆さん、いつも言うように、体調には十分気をつけて、しっかりと議員としての責任を果たしていただきたいと思いますので、定例会これから開会いたしますが、ひとつよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時59分)

(再開 午前10時01分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和7年第5回坂町議会定例会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、8件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと思います。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る4月18日、5月16日に議会改革推進特別委員会を開催し、議員報酬の見直しや議会報告会について協議をいたしました。

続いて、去る5月27日に町内4か所において、議会報告会、身近な議会の集いを開催いたしました。各地区の主要な事業や議員報酬の見直しについて説明し、その後、

意見交換を行いました。各地区ともに多くの町民の皆様方に御参加をいただき、地域の問題や課題など、貴重な御意見をいただきました。

今後については報告書を提出し、議会としての対応を協議してまいりたいと思います。

以上で、報告を終わります。

報告 2 総務厚生委員会報告。

光岡総務厚生委員長。

○ 8 番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

5 月 2 日に委員会を開き、年間活動計画について協議しました。今後、委員の意見を集約し、活動計画を作成の上、委員会活動を行っていきます。

また、6 月 2 7 日に委員会関係 9 課の所管事務調査を行う予定としております。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 3 建設文教委員会報告。

安竹建設文教委員長。

○ 7 番（安竹 正議員） 建設文教委員会報告を行います。

5 月 2 日に委員会を開き、年間活動計画について協議しました。今後、委員の意見を集約し、活動計画を作成の上、委員会活動を行ってまいります。

また、7 月 1 0 日に委員会関係 4 課の所管事務調査を行う予定としております。

以上で、建設文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 4 監査委員報告。

中川監査委員。

○ 9 番（中川ゆかり議員） 監査委員報告を行います。

監査は、坂町代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの 2 人で実施いたしました。

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定により、例月出納検査を、令和 7 年 2 月分を 3 月 1 8 日、令和 7 年 3 月分を 4 月 2 1 日、令和 7 年 4 月分を 5 月 2 0 日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で、監査報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告１ 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る４月１７日、広島県町村会長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、広島県観光連盟から広島県観光の現状と観光戦略について、広島県からは国民健康保険料水準の統一化に向けたこれまでの取組状況についての説明があり、議案審議につきましては、任期満了に伴う広島県町村会の役員が新たに選任をされました。

去る５月１０日、愛媛県今治市において、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会総会が開催され、私が出席をいたしました。

総会では、令和６年度事業報告及び決算報告が承認され、引き続き、令和７年度事業計画案、予算案及び次回開催地の決定等が原案のとおり承認をされました。

総会終了後には、瀬戸内海首長サミットが行われ、マリンスポーツ、ビーチスポーツ等の拠点としてにぎわうベイサイドビーチ坂の取組状況を報告をいたしました。

去る５月１４日、東京都において、道路整備促進期成同盟会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会が開催され、私が出席をいたしました。

通常総会においては、令和６年度事業報告、決算報告、役員の改選、令和７年度事業計画案及び予算案が満場一致で原案のとおり承認されました。

命と暮らしを守る道づくり全国大会では、地方創生２．０により、日本全体の経済の活力を取り戻していくため、国内投資拡大や生産性向上につながる高規格道路の整備など、７項目の決議が採択され、終了後には国会議員、関係省庁への要望活動を行いました。

なお、決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

去る５月２１日、広島県市町村振興協会定時理事会が開催され、私が出席をいたしました。

理事会では、令和６年度事業報告、決算報告並びに令和７年度定時評議委員会の開催等が提出され、全会一致で承認されました。

去る５月２８日、沖縄県那覇市において、港湾海岸防災協議会通常総会が開催され、

私が出席をいたしました。

総会では、役員の選任、令和6年度事業報告及び収支決算報告が行われた後、令和7年度事業計画及び収支予算案が審議され、全ての議案が全会一致で承認をされました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番岡村繁範議員、3番縫部逸都議員、4番池脇雅彦議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの6日間に決定をいたしました。

日程第3 報告第2号「令和6年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「令和6年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和6年度坂町一般会計補正予算第9号、第10号及び第11号で繰越予算の議決をいただきました三世代同居等推奨事業ほか15件につきまして、繰り越した金額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしゅうございますか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第3号「令和6年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」
を議題にします。

本件について、報告を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時13分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第3号「令和6年度坂町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この事故繰越し繰越計算書は、避け難い事故のために、令和6年度内に支出を終わらなかった三世代同居等推奨事業100万円につきまして、翌年度に事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6番(末吉克巳議員) この事故繰越し100万円ですが、説明のほうでは、補助対象者の転入が仕事の都合により令和7年の4月以降となったため、これ、ちょっと言える範囲でよろしいので、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長(川本英輔議員) 山本企画財政課長。

○企画財政課長(山本 保君) お答えいたします。

本件につきましては、交付対象者の方が、会社の御都合で住民票を令和7年4月に入らないと移動できないということで、おうちのほうは令和6年10月にもう建築が

終わってたんですけども、実績報告で住民票を添付書類で提出していただいて、坂町に転入したことを確認するんですけども、その住民票が4月1日にならないと転入できないので提出できずに事故繰越ということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第4号「令和6年度坂町下水道事業会計予算繰越計算書について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第4号「令和6年度坂町下水道事業会計予算繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越計算書は、令和6年度坂町下水道事業会計の建設改良費における各事業の繰り越した金額が確定をいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） まず、横浜排水区の雨水排水路の改良事業なんですけども、不測の日程を要した調整にとありますけど、この不測とは、これも答えられる範囲でお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 本工事につきましては、2か所の工事を一括発注をさせていただきまして、令和6年11月に町内業者さんに発注しておる工事でございますが、施工の方法の協議、また、現場が狭いものですから、現場に合う資材などの選定などに時間を要したことに伴いまして、予算を繰り越しさせていただき、また、併せて完成期日を令和7年9月30日にさせていただきまして、今、事業を進めておるところでございます。そういった理由でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 分かりました。

それともう1件あります。

向田ポンプ場の関係なんですけども、これは世界的に半導体の不足ということが言われておりまして、これは不測というのは足りない方じゃなくて、もう一つ、思いも寄らないことがあったのかもしれませんが、その調達はどううまくいったんでしょうか。これに伴って、不足しておりますが、手に入らないということになると、高額になるという可能性はないのでしょうか、お答えください。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられましたとおり、コロナの影響によりまして、半導体が不足しております、それで入手が困難となったものでございます。

それから、本工事を進める中で、工期につきましては、令和7年の、こちら9月30日まで延ばさせていただいておるところでございます。

また、金額につきましては、現状のまま、今のままの1,375万円、こちらのほうでいけるということで承知しております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 報告第5号「令和6年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和7年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第5号「令和6年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和7年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、坂町土地開発公社より令和6年度坂町土地開発公社の経営状況、令和7年度事業計画の提

出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をいたしますのでございます。

内容につきましては、松谷都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） それでは、私のほうより、令和6年度坂町土地開発公社の経営状況及び令和7年度事業計画の報告につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。

まず初めに、令和6年度の事業報告について御説明をさせていただきます。

1の総括事項といたしまして、（1）用地取得事業は、代替地取得事業として、坂西二丁目の土地を、4筆ですが、204.01平米、537万5,662円で取得をしております。

（2）の用地の売却事業につきましては、なかったものでございます。

2の経営収支の概要でございますが、収益的収入は1万2,031円で、収益的支出は24万1,465円となっており、当期はマイナス22万9,434円の収益となっているところでございます。

3の庶務事項の内容につきましては、理事会等の開催は、監査1回、理事会を2回開催をさせていただいております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

令和6年度損益計算書につきまして御説明をさせていただきます。

1の事業収益につきましては、用地の売却がございましたので、公有地売却事業収益はゼロ円となっております。

2の事業原価につきましても、公有地取得事業原価はゼロ円となっております。したがって、事業総利益もゼロ円でございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては24万1,465円で、事業利益は事業総利益ゼロ円から販売費及び一般管理費24万1,465円を差し引きましたマイナス24万1,465円となっております。

次に、4の事業外収益につきましては、現金の受取利息1万2,031円でございます。

次に、5の事業外費用につきましては、令和6年度の借入金はございませんでしたので、支払利息はゼロ円となっております。

したがって、先ほどの事業利益マイナス24万1,465円にこの事業外収益1万2,031円を差し引きまして、マイナス22万9,434円が当期の経常利益及び当期の純利益となっているところでございます。

次に、3ページの令和6年度貸借対照表についてでございますが、関連がございますので、5ページの財産目録から御説明をさせていただきます。

5ページ目をお願いいたします。

それでは、財産目録について御説明をさせていただきます。

普通預金は広島農業協同組合坂支店及び広島信用金庫矢野支店に合計5,542万4,970円の預入れを行っております。

また、定期預金につきましては、資本金の500万円を含めまして、2口で合計1,500万円となっております。

次に、現在、土地開発公社が保有しております公有土地でございますが、県道の代替用地といたしまして3か所70.10平米、町道の代替用地といたしまして1か所204.01平米を保有しており、公有用地の合計資産につきましては1,123万9,062円となっております。

次に、完成土地等でございますが、これは森山北漁業基地の未契約分の土地でございます。内訳はカキの処理場用地1画地165.52平米で1,852万233円、漁撈の倉庫用地1画地99.37平米で1,111万2,139円、合計で2,963万2,372円となっております。この完成土地につきましては、引き続き、坂町漁業協同組合と整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、借入金はゼロ円でございます。

それでは、3ページに戻っていただきまして、令和6年度貸借対照表について御説明をさせていただきます。

まず、資産の部につきましては、先ほど御説明させていただきました普通預金、定期預金、公有用地、完成土地等の資産の部の合計が1億1,129万6,404円となっております。

次に、負債の部で、1の流動負債につきましては、(1)の預り金の84万4,400円は、先ほど説明させていただきました森山北漁業基地の未契約分の契約印紙代

及び登録免許税でございます。

(2) の前受金の2,963万2,372円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金となっており、流動負債の合計額は3,047万6,772円となります。

次に、2の固定負債につきましては、借入金がございませんでしたので、ゼロ円でございます。

次に、資本の部で、1の資本金500万円につきましては、当公社の資本金でございまして、資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金につきましては、(1)の前期繰越準備金の7,604万9,066円に、(2)の当期純利益のマイナス22万9,434円を加えました準備金合計は7,581万9,632円となります。

資本金500万円と準備金7,581万9,632円を合わせました資本の合計は8,081万9,632円となっており、負債合計の3,047万6,772円と、資本合計の8,081万9,632円を合わせました負債資本合計は1億1,129万6,404円となっており、資産の部の合計と一致をしているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和6年度の未処分利益計算書につきましては、1の当期末処分利益剰余金は、前期繰越準備金7,604万9,066円と当期純利益マイナス22万9,434円の合計7,581万9,632円となっており、令和7年度に事業を進めるための翌年繰越準備金となっております。

次に、6ページを御覧ください。

このキャッシュフロー計算書は現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つとなっております。

令和6年度坂町土地開発公社の経営状況の内容につきましては以上でございますが、当公社は借入金もなく、4ページで御説明をさせていただきましたように、7,000万円を超える準備金があるなど、良好な状況であるものと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

令和7年度坂町土地開発公社の事業計画について御説明をさせていただきます。

令和7年度は、(1)の用地取得事業といたしまして、県道推進事業を挙げております。

概要といたしましては、県道用地の残地を移転代替地として、坂町からの依頼によ

り 72.50 平米を 204 万 5 千円で先行取得するものでございます。

次の（２）の用地売却事業でございますが、代替地売却事業を挙げております。

概要といたしましては、県道及び町道の移転代替地を坂町からの依頼により先行取得いたしました 346.61 平米につきまして個人に売却するもので、1,328 万 3 千円を予算計上させていただいております。

以上で、令和 6 年度坂町土地開発公社の経営状況並びに令和 7 年度事業計画の報告につきまして御説明を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○6 番（末吉克巳議員） 事業計画のほうで質問させていただきます。

令和 6 年度は坂東環状線関係の代替地取得事業が約 500 万円だったんだと思うんですが、令和 7 年度は県道推進事業として坂東四丁目 200 万円と計上しております。用地売却事業のほうも、坂西一丁目のほうで約 130 万円と計上しておりますが、これらの場所はどこになりますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） 今まで購入した場所でございますが、今の坂西一丁目のところに 3 筆ございます。それと、町道の坂西環状線のところでございますが、それが今の西側の地区内になります。

今年度買わせていただく予定のところにつきましては、坂東四丁目の地内の場所になります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6 番（末吉克巳議員） すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったみたいで、坂東四丁目のどの辺りか教えていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えさせていただきます。

まだ契約等もさせていただいてない、ただ予算上、上げとるだけで、まだこれは公表できません。具体的などころまでは公表できかねますので、大変申し訳ないですが、そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 漁業基地の前受金の問題と完成土地の問題があるんですが、漁協との契約云々ということで話があったんですが、これはどうなんですかね。進展とか今後の予定としてはどういうふうに進んでいくんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えさせていただきます。

漁業基地の今の関係につきましては、以前、2年前にもお答えをちょっとさせていただいたところでございますけれど、基本的には組合さんのほうから要望により、あそこを完成させていただきました土地でございます。

やはり当町といたしましても、組合と一緒に解決をしていくというところでございますけど、まずは組合さんのほうでしっかり話をさせていただきまして、方向性を持っていただきたいと思いますしながら、向こうからの協力依頼があれば、それは一緒になって前進をさせていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

よろしゅうございますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第7 議案第32号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第32号「令和7年度坂町一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上をいたしたもので、既定の予算総額に1億5,575万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億5,320万5千円といたすものでございます。

5ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき、追加及び変更

を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの国庫支出金、民生費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費及び事務費を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

12ページの町債では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、15ページの民生費、社会福祉総務費では、物価高騰対応重点支援給付金の給付に要する経費を計上いたしました。

17ページの消防費、消防施設費では、消防団詰所整備及び消防ポンプ積載車導入に要する経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 15ページお願いします。

今、物価高騰対応重点支援給付金4,050万円につきましての、取りあえずこの内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

今回の物価高騰対応重点支援給付金についての給付の内容でございますが、令和6年所得税が令和5年から変動し、定額減税し切れない額に不足が生じた方について給付を行うものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） たしか1,350件の3万円を掛けたものがこの金額になるという説明だと思うんですが、いわゆる定額減税というのは、一言で言えば、私、4万円、4万円と覚えてるんですけど、例えば住民税の1万円というのはどういうふうな処理になるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 小路税務住民課長。

○税務住民課長（小路朱美君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、定額減税 1 人当たり 4 万円なんですが、内訳としまして、所得税が 3 万円、住民税が 1 万円ということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10 番（柚木 喬議員） ということは、いわゆる国からの交付金の中で処理するわけだから、今回の所得税みたいな形の処理になるんですか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） 先ほど税務住民課長が申しました住民税については、令和 6 年度の段階で住民税のほうは確定しておりますので、令和 6 年度の段階で 1 万円のほうの減税の処理はさせていただきます。

今回の給付金につきましては、所得税のほうになります。所得税については、令和 7 年 6 月に令和 6 年の所得税が確定いたします。それによって、この 6 月からの所得税を基に、減税し切れなかった方に対して、その不足分を給付するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8 番（光岡美里議員） 17 ページの消防団詰所整備工事について確認させてください。

全協のほうでも説明あったんですが、どこの詰所を整備されるのかという点と、あと、お仕事ありながら、苛酷な訓練していただいているので、少しでも快適に過ごしていただけるような詰所というところで、どのような詰所になるのかという点もお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 消防団詰所につきましては、西側地区と中村地区の消防団の詰所を建設するものでございます。そして、新しく造るということで、その詰所内にはトイレ、そしてエアコン、また、テレビアンテナを設置する予定としております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9 番（中川ゆかり議員） 先ほどの詰所の件で、関連でお聞きしたいと思います。

全協でもエアコンを設置されるという内容のものだったと思います。それは新しい詰所にそういう設備が設置されるいうことはすごくいいことだと思います。

しかしながら、昨年ですかね、各団体と議会との協議をしたときに、消防団のほうから、エアコンを各部署で有志なりなんなりが中古のものであるとか、いろんなものをいろんな手を使って各部署で設置してるというお話をお聞きしました。ちょうど横浜西なんかはエアコンが壊れて困ってるんだということで、各地域で寄附をしていただける方がいらっしゃったので、その方に寄附していただいたのですが、新しいところにはエアコンを設置する。これまでのところで、これから壊れるとかいうことも起きると思うんですよね。町のほうで設置するのと、各地域で設置するというら公平が保たれないような気がするんですが、これから、今、既存のエアコンが壊れたりしたときは、町のほうでそういうふうに設置していただけるというふうにお考えなのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今まで、エアコンにつきましては、私もちょっと具体的な各分団の屯所のエアコンにつきましては、具体的なことはいろいろまだ耳にはしておりませんが、そういう事態が今後発生しましたら、各分団のほうからそういう要請なり相談なりがあれば、対応はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） いい答弁をいただきました。そのことを各分団にやっぱり報告する必要があると思いますので、その点はまた皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないの。

○9番（中川ゆかり議員） 要ります。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 今回の件を受けまして、早速、消防団の方にお伝えのほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 11ページなんですけど、寄附金の件で、広報さかに、ちょっと読みましたけれども、教育費の寄附金で坂中学校クラブ備品購入費等指定寄附金、それから後に支出のところでクラブ活動費ですか、使うようになってるんですけども、これは寄附者の意向というのが尊重されると思うんですけども、教育委員会としては、これは学校のほうにどのように使途を使うように考えておられるのか御説明いただけますか。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えいたします。

このたびの寄附金につきましては、坂中学校の野球部の活動に活用させていただきたいということでお聞きしております。それで、学校のほうと部活動のコーチ等と、現状を踏まえて、このたびの寄附については、具体的には公式用のキャッチャーヘルメットやマスク、公式用バットなど、子供たちの活動を促進するための備品のほうの購入をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池協議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今、ちょっと僕の聞き間違いかどうかと思うんですけど、硬式野球用の用具をそろえるということでしょうか、もう一度。

○議長（川本英輔議員） 見田課長。

○学校教育課長（見田容子君） お答えいたします。

公式というのは公の試合のということで、すみません、説明不足でございました。

よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 17ページの津波一時避難場所の看板設置工事というのが80万円あるんですが、津波一時避難場所は、横浜地区には横浜西と横浜中央とあるんですが、これはどちらに設置するんかということと、こういった看板を設置するんかということはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

このたびは横浜中央一時避難場所の看板を尾鷹公園近辺に２か所設置する予算でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員） １４ページの業務効率化ツール使用料、ＡＩ議事録システム利用料、これ、全員協議会のほうで説明を受けましたが、どのように使用されるのか、説明のほうをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君） どのような指示ということ。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時４８分）

（再開 午前１０時４８分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

業務効率化支援ツール、これはキントーンと呼ばれるサイボウズ社という会社が、民間の会社が提供しているクラウドサービスになります。これにつきましては、少し説明させていただきますと、具体的なプログラミングとかの知識がなくても、簡単に職員がシステムを構築できるというものでございまして、例えば自治体においては勤務時間の管理でございますとか電子申請、それから契約台帳の作成、あるいはアンケートの集約等、その他、福祉相談業務の作成・共有化、そういったところに使う予定にしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○８番（光岡美里議員） 関連です。

全協のときにも少しお話ししたんですが、福祉相談の関連というところで、相談対応の場で、例えば録音とかいうことになりましたら、相談に来られた方の心理的負担

等もやっぱり懸念されるところです。ですので、運用については、その辺も踏まえてしっかり検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君） お答えいたします。

特に福祉相談関係、非常に気を遣う部分でもあると思いますので、その辺りは原課でございます相談室、あるいは保険健康課、民生課のほうで相手様の需要等をしんしゃくした上で、適正に使うようにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 県道坂小屋浦線の県の負担金ですけども、1千万円補正組まれておるんですが、現在、役場の隣のほうの工事が大分進んどるんですけども、この補正はどこの部分に当たるんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

補正の部分につきましては、道路事業分でございまして、今、おっしゃられた役場の横のところの負担分でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

安竹議員。

○7番（安竹 正議員） 19ページの防犯カメラの設置工事、これは分かる範囲で結構ですが、どの場所になるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、B&G海洋センターの室内の防犯カメラでございます。外にはついておるんですが、新たに室内のほうも、近年、不審者等が多く出てくることから設置するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 関連で、B＆Gの室内につけるというところだったんですが、確認です。シモハナ等、ほかの町の施設もあると思うんですが、そちらのほうの事故防止対策等での防犯カメラというところの状況はどうなっていたのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

シモハナホールの方には、建設当時から室内、地下の駐車場を含めて見れるようになっております。

あと、今の新しく留守家庭児童会等の施設についても設置をしております。

あとまた室内で不審者が出た場合等については、さすまた等の防犯対策用品もそろえて対応できるように、また、講習会等も計画して対策できるようにしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） シモハナのほうの話が出たので、そちらのほうで、駐車場など外にはあるというところだったんですが、あそこもトイレ周り、大変危険はあると考えられます。B＆Gのほうも設置されるということであれば、この機会に、あちらのシモハナのほうのトイレ周りのほうも防犯カメラのほうを検討されてはいかがかと思います。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

ちょっとまた、どこか死角になるところがあるかどうか、ちょっと検証させていただきたいと考えております。また検証させていただいて、もし見えにくいようなところがあれば、また検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 15ページですが、社会福祉費の中に会計年度任用職員の報酬で地域支援コーディネーターがございますが、ちょっとこの業務等について御説明ください。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

こちらの会計年度任用職員の報酬でございますが、こちらについては、保健・福祉総合相談室の会計年度任用職員の1名分を計上させていただいております。

今現在、保健・福祉総合相談室のほうは3名で、当初4名ということで計画しておりましたが、今、社会福祉士のほうを募集を行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前10時56分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、保健・福祉総合相談室が4名当初いたんですけども、1名、済生会のほうから派遣いただいていた方が戻られまして、1名のほうが減になっておりました。それに対しての1名分の会計年度任用職員を配置するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時08分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第33号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第33号「令和7年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和7年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に26万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,552万2千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、県支出金の増額は、総務費の支出見込みにより計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、総務費の増額は、高額療養費制度における区分の基準見直しに伴う国民健康保険システム改修費用を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと今の10ページ、歳出の総務費の国民健康保険のシステムの改修業務26万2千円、これはたしか去年も26万4千円ぐらいあったと



思うんですけども、今回の内容というのは、今、町長が言われたとおりかの。どういうふうな内容ですか、ちょっと確認です。

○議長（川本英輔議員） 中保険健康課長。

○保険健康課長（中 篤則君） お答えいたします。

このシステム改修の内容でございますが、高額療養費制度の低所得１という区分の基準が、現在、老齢基礎年金の支給額相当として年金収入８０万円という区分になっておりますが、この年金額が毎年見直されてる中で、令和６年１月から１２月の支給額が８０万６,７００円と、ちょっと今の基準より高くなるので、その基準を変更するというシステム改修でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第３３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第３３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第９ 議案第３４号「財産の取得について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第34号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

本件につきましては、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に購入をいたしました1人1台学習用情報端末が整備後5年を経過をいたしましたので、更新を行うものでございます。

令和7年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザルにおいて、1億1,037万7,883円で株式会社大塚商会に決定をいたしましたので、本財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長から説明をさせますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君） 学習用情報端末の契約の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、令和7年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザルの経緯についてでございますが、令和7年2月5日に第1回目の業者選定審査委員会の開催後、2月17日に広島県教育委員会ホームページにて募集要項及び審査基準等の公示を行ったところ、企業2社、1グループからの参加表明がなされ、3月13日までに提案書が提出されました。

その後、3月14日に書類による第1次審査、3月27日にオンライン形式にてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査の結果、株式会社大塚商会に決定し、1億1,037万7,833円で選定されたものでございます。

次に、学習用情報端末パソコンの更新についての概要につきまして御説明申し上げます。

本事業は令和2年度に整備いたしました学習用情報端末の5年の試用期間を経て、新たに1人1台学習用情報端末の整備、設置をするものでございます。

納期は議決をいただいた後、契約締結の日の翌日から令和7年9月30日まででございます。

納入場所につきましては、坂町立学校でございます。

購入台数につきましては、児童用・生徒用・指導者用・予備機として、坂小学校に425台、横浜小学校366台、小屋浦小学校82台、坂中学校414台、計1,287台でございます。

整備の計画につきましては、更新完了までは既存のパソコンの使用が可能であるため、学習や学校行事等に支障を生じることはありませんが、夏季休業の期間を有効に活用いたしまして、早急に確実な更新処理、設置等の整備を進めてまいります。

以上で、学習用情報端末契約の概要の説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第35号「坂町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号「坂町犯罪被害者等支援条例の制定について」御説明を申し上げます。

近年、凶悪犯罪等が増加傾向にあり、犯罪により被害を受けられた方や遺族の多くは社会的に孤立し、副次的な被害にも苦しめられており、各種の支援を必要としています。

このため、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するための基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明確にし、犯罪被害者等に対する支援について、施策の基本的事項を定めるための条例を制定をいたすものでございます。

本条例で定める町の責務に基づき、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供の実施、一時的な経済的負担の軽減として見舞金の支給、適切な保健福祉サービスの提供支援等の施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の状況、支援の必要性及び被害者差別の禁止などについて、被害者が安心して生活ができるよう、啓発活動を推進してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 大変大切な条例が制定されたと思っております。

これで、内容についてちょっと確認です。

救助の居住の安定のところで幾つか確認させていただきたいことがあります。

まず、居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における特別な配慮等、必要な支援をするという、その内容についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

こちらの居住の安定についてでございますが、町営住宅等への優先的入居について配慮するということを考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 住居を別に移すということ、大変重要になってくると思います。

そこで、入居期間中の家賃や敷金などを免除しているという自治体もよく見ているところなんです、その辺の取扱いについて、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河野課長。

○民生課長（河野宏明君） 家賃の減免等についてでございますが、こちらにつきまし

ては、他市町の状況を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 状況踏まえて検討ということですので、ぜひ被害に遭われた町民の方に寄り添うように、減免のほうを前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、住宅局のほうからの通知が出ておりまして、保証人を、犯罪被害者等の置かれている状況に鑑み、保証人の確保を求めないなどの配慮も求めるというようなことが書かれてあります。保証人が立てられる状況にあったとしても、被害に遭われた中、転居もされるということを考えますと、保証人の方に連絡をして、その方の名前を書いていただいと、大変御負担があることかと思います。その辺の取扱いについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

保証人につきましては、犯罪被害者にかかわらず、減免することができる条例にしております。これは令和2年4月から、保証人2名だったものを、現在、1名に緩和するような施策を行いまして、そのときに併せて特別な事情がある方、この方につきましては、緊急先の提出ということで認めるというようなことにさせていただいております。現状そうでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） であれば、犯罪被害に遭われたということは特別な状態ということなので、保証人は立てなくともよいという理解で大丈夫なのかというところと、緊急連絡先が立てられない場合も、そういった中であると思いますので、その辺につきましての配慮もぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

特別な事情がある方につきましては、取り扱える可能性があるものと考えております。

今回、犯罪被害者の方から減免の相談であるとか申請みたいなものが出た場合には、案件ごとに状況を確認した上で、適正に対応していきたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 減免について、今、出ましたので、再度、言わせていただきたいと思います。

犯罪被害に遭われたところで、例えばその方の経済状況を見るとか、そういうことではなく、犯罪被害に遭われた方の生活の安全の確保という点で、町営住宅の御案内がなされるものと思いますので、経済状況等にかかわらず、避難しているときは減免というところをあらかじめ設定しておいていただけたらということで再三お話ししているところです。その点については、再度、犯罪被害者の条例というところで、ほかの案件とは別立てで、こちらではこうするということで検討していただきたいところでございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど担当課長が申しましたように、経済的な理由は、当然、これは重要視していかなければならないと思いますけれども、その他、もろもろのやはり状況、背景もいろいろあろうかと思っておりますので、そういう面もしっかり確認をしながら、適時、適切に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） この今の坂町犯罪被害者等支援条例、これも必要ですけども、19条までありましたね。ずっと見るのに、このことをちょっと私も確認せんと、町民が見ても分からんようなことがあると思うんで確認するんですが、第2条の（4）犯罪被害者等という言葉は、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族で町民であることを言うんだけど、この認定というのは、例えば警察に被害者届を出て、受理されたらそれになるということなんですか。一般的にそういうふうに考えたらいいいんですか。その辺は書く必要はないんですか。

○議長（川本英輔議員） 河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君） お答えいたします。

犯罪被害者等の定義でございますが、こちらは警察署長のほうへ被害届を出していただいて、それで警察のほうで判断していただくようになります。その結果、警察のほうから本町のほうへ連絡が来るようになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 発議第1号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 総合計画調査特別委員会の設置について。

発議第1号の説明をいたします。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切に対応するため、令和7年度議員研修及び他の市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものでございます。

委員は議員全員で、調査期間は調査が終了するまでの間とし、議会閉会中もなお開会することができることといたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第1号を採決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は12人です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員12人を委員に指名いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

全議員12人を委員に選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果報告します。

委員長に光岡美里議員、副委員長に安竹 正議員が選任されました。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、6月6日午前10時といたします。



お疲れさまでした。

○議会事務局長（槇尾 伸君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起 立）

○議会事務局長（槇尾 伸君） 互礼。

（延会 午前 1 1 時 3 1 分）